

○改訂内容（令和7年10月1日）

【第1編】令和8・9年度当初申請マニュアル P31

「14 建設キャリアアップシステム（CCUS）の事業者登録完了通知」の摘要

修正前	修正後
・建設キャリアアップシステム（CCUS）の事業者登録を行っている場合は登録完了通知の写し又は登録状態のわかる書類を提出すること。	・千葉県内に本店を有する者で、建設キャリアアップシステム（CCUS）の事業者登録を行っている場合は登録完了通知の写し又は登録状態のわかる書類を提出すること。